

公 告

次のとおり一般競争に付すので、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第4条の規定により公告する。

令和7年3月3日

公立大学法人 島根県立大学
理事長 山下 一也

1 業務内容

(1) 業務名及び数量

公立大学法人島根県立大学浄化槽維持管理業務 一式

(2) 案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

島根県浜田市野原町2433番2 島根県立大学
島根県浜田市原井町1833番3 島根県立大学国際交流会館
島根県浜田市野原町2682番2 島根県立大学学生寮
島根県浜田市原井町858番3 島根県立大学野原第1教職員宿舎
島根県浜田市野原町2682番2 島根県立大学野原第3教職員宿舎
島根県浜田市竹迫町1777番6 島根県立大学竹迫教職員宿舎A棟
島根県浜田市黒川町245番 島根県立大学黒川教職員宿舎
島根県浜田市黒川町195番1 島根県立大学学長宿舎
島根県浜田市竹迫町1777番8 島根県立大学竹迫教職員宿舎BCD棟（浄化槽無し・竹迫住宅団地合併処理施設維持管理費支払い業務）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に加わろうとするものについては次の（1）から（8）全てに該当するものでなければならない。

- (1) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程(別紙参照)第3条の規定に該当しないものであること。
- (2) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条2項の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過しないものでないこと。(そのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものを含む)
- (3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していないものでないこと。
- (5) 庁舎の清掃業務及び警備業務の委託に係わる競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号)第5条第1項の規定により、浄化槽保守点検業務について登録を受けていること。
- (6) 浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を浜田市長より受けたもの。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法第137号)第7条の規定により浜田市長より一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う許可を受けたもの。
- (8) 指定期日までに別に定める入札参加資格審査申請書(以下「申請書」と言う。)、を提出し、入札参加資格の審査を受けた者。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒697-0016 島根県浜田市野原町2433番2

公立大学法人島根県立大学 管理センター(本部棟1階)

電話：0855-24-2350

(2) 入札説明書の配布期間及び場所

令和7年3月3日から同年3月12日までの間に(1)の担当部局で配布する。

(USBメモリ持参)

配布時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

なお、入札説明会は実施しない。

(3) 競争参加資格審査申請書及びその添付書類並びに2の要件を満たすことを証する書類の提出の期間及び場所

令和7年3月3日から同年3月12日までの間に(1)の担当部局に持参若しくは郵送すること。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札の日時及び場所

①日時 令和7年3月21日 午前10時00分

ただし、郵便による入札は認めない。

②場所 島根県立大学 会議室(本部棟2階)

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とする。

(2) 入札保証金

徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しない場合は当該落札者が積算した契約金額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(3) 契約保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条の各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第10条に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の可否

要する。

(6) 落札者の決定方法

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第11条に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

(7) その他

①公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程を承知のうえ、入札に参加すること。

②入札についての問い合わせ先

〒697-0016 島根県浜田市野原町2433番2

公立大学法人島根県立大学 管理センター（本部棟1階）

電話：0855-24-2350

FAX：0855-24-2351